

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3978202号
(P3978202)

(45) 発行日 平成19年9月19日(2007.9.19)

(24) 登録日 平成19年6月29日(2007.6.29)

(51) Int.C1.

F 1

B65D 51/18	(2006.01)	B 65 D 51/18	Z
B65D 41/32	(2006.01)	B 65 D 41/32	Z
B65D 47/34	(2006.01)	B 65 D 47/34	B

請求項の数 4 (全 11 頁)

(21) 出願番号 特願2004-232180 (P2004-232180)
 (22) 出願日 平成16年8月9日 (2004.8.9)
 (65) 公開番号 特開2006-44781 (P2006-44781A)
 (43) 公開日 平成18年2月16日 (2006.2.16)
 審査請求日 平成19年5月1日 (2007.5.1)

早期審査対象出願

(73) 特許権者 593106918
 株式会社ファンケル
 神奈川県横浜市中区山下町89番地1
 (74) 代理人 100105061
 弁理士 児玉 喜博
 (74) 代理人 100122954
 弁理士 長谷部 善太郎
 (72) 発明者 鈴木 康之
 神奈川県横浜市戸塚区上品濃12番13号
 株式会社ファンケル 中央研究所内
 審査官 白川 敏寛

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】封緘キャップ付き容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

注出装置を備えた容器本体と蓋体を備えた容器において、蓋体と注出装置の間に封緘キヤップを設けた容器であって、

封緘キヤップは、容器本体に固着される下半部と注出装置の頭部を覆う上半部と該両部を連結する脆弱部とから構成され、

下半部が容器本体の口頸部に設けられた立ち上がり壁の外周に固着され、脆弱部が該立ち上がり壁の上端と同じ高さから下方に位置するように装着され、

封緘キヤップの下半部の外周に蓋体の係止部を形成したことを特徴とする容器。

【請求項2】

注出装置がポンプ装置であることを特徴とする請求項1記載の容器。

【請求項3】

容器が化粧品容器であることを特徴とする請求項1又は2記載の容器。

【請求項4】

脆弱部は、肉薄部あるいはブリッジであることを特徴とする請求項1~3のいずれかに記載の容器。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、容器に関する。

10

20

【背景技術】**【0002】**

化粧品類の容器として、蓋体付のポンプ容器が特許文献1（特許第3278023号公報）にみられるように従来から知られている。ポンプ容器は、顧客の好みに合うように意匠的なデザインが施されている。

また、種々の商品は、展示中に顧客により妄りに開封されないように、また顧客が商品を安心して購入できるように封緘されている。

【0003】

封緘は、ワイン、調味料又は化粧品など多くの商品の収納容器に施されている。一例をあげれば、特許文献2（特開平10-53261号公報）に記載されたキャップシールがある。容器の口部が、収縮性の樹脂フィルムで被覆され封緘されている。この例では、内容物を取り出す際には必ずシールを破らなければならないため、シールの破損の有無により未使用状態が確認できる。

また、清涼飲料水を収納したペットボトルの封緘は、特許文献3（特開2003-40297号公報）に記載されているとおり、薄肉脆弱ブリッジを蓋体に設けた構造が採用されている。未開封の確認は、薄肉脆弱ブリッジの破断の有無によって行う。

また、チューブ容器などでは開口部にシール部材を設け使用時に破壊するものも一般に知られている（例えば 特許文献4）。

この他、包装袋に容器全部を収納した封緘が、従来から広く知られている。

【0004】

20

【特許文献1】特許第3278023号公報

【特許文献2】特開平10-53261号公報

【特許文献3】特開2003-40297号公報

【特許文献4】特開2002-225894号公報

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0005】**

ポンプ付容器は、化粧液等を収容し販売されることが多いことから、美観を呈するようにデザインされている。蓋体は、デザインの観点から容器本体と同径にされ、その際、容器本体と蓋体との間に形成される僅かの間隔が、デザイン上のラインとして巧みに利用されている。そのため、容器本体と蓋体との間に形成される間隔は、所定のラインを自由に表現できる構造であることが好ましい。一方、商品の封緘の必要は、上述したとおりである。

ところで、デザインされたポンプ付容器を包装袋に収納したり、容器の頭部を易引裂性を有したフィルムで覆い封緘すれば、美感を狙った折角のデザインが減殺されて消費者の購買意欲を低下させてしまう恐れがあり好ましくない。

また、薄肉脆弱ブリッジを蓋体に適用する封緘を採用すれば、蓋体と容器本体との間隔が自由に選択できなくなるため、間隔をラインとして用いるデザインの障害となる。また、薄肉脆弱ブリッジが、容器本体と蓋体の間隙から目視されるため美感を損なう。

更に、ブリッジの破断片が、目に付き易い容器表面に傷跡として残り目障りとなる。

【0006】

30

本発明は、バージン状態において、封緘部材が外表面に現れることなく、使用状態の容器デザインが展示される容器を提供することを目的とする。特に、ポンプなどの注出装置を備えた容器に適用されることを目的とする。

【課題を解決するための手段】**【0007】**

本発明の主な構成は、次のとおりである。

(1) 注出装置を備えた容器本体と蓋体を備えた容器において、蓋体と注出装置の間に封緘キャップを設けた容器であって、

封緘キャップは、容器本体に固着される下半部と注出装置の頭部を覆う上半部と該両部

40

50

を連結する脆弱部とから構成され、

下半部が容器本体の口頸部に設けられた立ち上がり壁の外周に固着され、脆弱部が該立ち上がり壁の上端と同じ高さから下方に位置するように装着され、

封緘キャップの下半部の外周に蓋体の係止部を形成したことを特徴とする容器。

(2) 注出装置がポンプ装置であることを特徴とする(1)記載の容器。

(3) 容器が化粧品容器であることを特徴とする(1)又は(2)記載の容器。

(4) 脆弱部は、肉薄部あるいはブリッジであることを特徴とする(1)～(3)のいずれかに記載の容器。

【発明の効果】

【0008】

本発明の容器は、外観が未使用状態と使用状態において同じにすることができた。主な効果は次のとおりである。

1. 封緘キャップを蓋体の内側に設けることによって、未使用状態で封緘部材が外部に露出せず、使用状態の容器を展示できる。

2. 薄肉脆弱ブリッジに切目が形成されているため、破断操作が容易に行えると共に薄肉脆弱ブリッジが所定位置で切断できる。また、破断片が目立たない位置に設定できる。

3. 封緘部材を考慮することなく、容器本体と蓋体を統合したデザインが可能となる。

4. ポンプなどの注出装置を備えた封緘部材として有効である。

5. 本発明のポンプ付容器の封緘キャップは、上半部と下半部とは薄肉脆弱ブリッジで連接され一体に形成されている封緘キャップを、蓋体の内側に位置させて、ポンプ本体の口頸部に設けた立上壁に取り付けたため、蓋体のデザイン上の自由度を制約しない。また、薄肉脆弱ブリッジが、容器本体と蓋体との間に形成される間隔からは目視されず美感を損なうこともない。薄肉脆弱ブリッジの設置箇所が、使用者の目に付き易い容器本体の表面には形成されていないため、薄肉脆弱ブリッジの破断片が使用時にも目障りになるようなことがない。

6. 立上壁の補強と蓋のストッパーとすることができます。

【発明を実施するための最良の形態】

【0009】

本発明は、本キャップとなる蓋の内側に封止体となる封緘キャップを設けたものである。

封緘キャップは、蓋をした状態では露出せず、封緘キャップを排除した後も、蓋の位置が変化せず、バージン状態と外観が同様である容器である。

容器の形状は、円筒、楕円など自由にできる。容器の材質は、プラスチックやガラス、金属製などである。

【0010】

蓋は、注出装置の頭部を覆い、容器の口頸部に着脱可能に嵌着される。蓋の材質はも、プラスチック、ガラス、金属が適用できる。

【0011】

封緘キャップは、蓋と注出装置の間に設けられ、注出装置の頭部を覆い容器の口頸部に基端部が固着され、使用時に上部が除去できるように中途部に脆弱部が設けられる。この封緘キャップの脆弱部を破断して封止を解除するので、プラスチックや金属が望ましい。

上半部を回転させるなどの手段により脆弱部を破断して上半部を除去するために脆弱部を設ける。その構造は、溝を切った肉薄部、数本の細いブリッジ状、点着など破断しやすい形状、構造であれば良い。

脆弱部の位置は、口頸部の強度の補強などを想定すると、立上壁と同程度の高さとすることが好ましい。また、立上壁の高さと同じあるいはやや低くすると破断痕に触れず安全であり、目立ちにくい。

【0012】

容器から内容物を注ぎ出す注出装置は、ポンプ式やスプレー方式など装置を備えたもの

10

20

30

40

50

が適している。単なる開口部でも可能であるが、その場合は孔部にシールを設けるなどの工夫が必要である。

内容物は、特に限定され無いが、ポンプ式の注出装置には化粧液などの液状が適している。

利用分野は、化粧品容器、シャンプー容器などに適用できる。

【0013】

封緘キャップを設けることにより、さらに次のような作用効果が得られる。

ポンプ式の注出装置では、上下摺動によってノズルから内容物を取り出す。他の物質が引き込まれないように、下摺動部を密着している。多くの場合、容器本体の口頸部に立上壁を設けて、摺動部が密着するようにしている。この立上壁と封緘キャップの下部を重ね合わせると立上壁の強度を向上させることができる。また、蓋体を容器本体の口頸部に着脱可能に嵌着する場合に、この下半部を利用でき、立上壁と共に補強されているので、ネジや突起部を設けても強度を出すことができる。10

また、この容器本体やポンプ装置の材質よりも軟質系のプラスチックの材料で、小型部材である封緘キャップを成型することができるので、細かな細工がし易い。

工程的には、容器本体に内容物を充填し、ポンプ装置などの注出装置を組み付け、封緘キャップを固定装着し、蓋を装着することとなる。封緘キャップが軟質系であることは、取扱い上好都合である。

また、封緘キャップは着色やデザインすることができ、製品にバリエーションを出すことができる。封緘キャップ上部は除去が容易となるように凹凸を形成することができる。20

下半部の大きさ、即ち脆弱部の位置を立上壁と同程度とすることによって、強度、安全性などの特徴が得られることは前記した。

【実施例1】

【0014】

ポンプ付き容器の例を示す。

図1は本実施例のポンプ付容器一部破断側面図、図2aは蓋体を取り外した状態を示す側面図、図2bは封緘キャップの上半部を取り外した状態を示す側面図、図2cは封緘キャップを除去した後蓋体を装着した状態図（使用状態を示す図）、図3は容器本体、蓋体、封緘キャップを分解して示した図、図4は図1における円A内部分の拡大詳細を示す図、図5は封緘キャップの部分拡大図、図6は封緘キャップの断面拡大図を示す。30

【0015】

ポンプ付容器は、図1に示すように、容器本体1、ポンプ2、ノズル部3及び蓋体4とかなる。

容器本体1は、口頸部11を備えており、該口頸部11の上面には、円筒状に形成された立上壁部12が設けられている。容器本体1内には、化粧液等の内容物が収容される。

ポンプ2は、容器本体1の口頸部11に挿入して嵌着され取り付けられており、該ポンプ2の上部には、ノズル部3が押下げ操作可能に設けられている。内容物は、ノズル部3を押下げ操作されたときノズルから押し出される。

蓋体4は、図2cに示すように、容器本体1に対して取り外し可能に嵌め合わされており、使用時に取り外され、使用後は容器本体1に嵌め合わされてノズル部3を覆い保護する。40

【0016】

封緘キャップ5は、図1及び図4に示すように、蓋体4の内側に位置して、容器本体1の口頸部11に形成された立上壁部12の外周部に回転不能に嵌着固定されている。

封緘キャップ5は、筒状に形成された上半部5aと下半部5bとかなる。図3では、上半部5aと下半部5bとが切り離された状態が示されているが、封緘時は、図2aに示すように、上半部5aと下半部5bとが薄肉脆弱ブリッジ6で連結され両者は一体となっている。

上半部5aはその頂部を天板5cで覆蓋されキャップ状に形成されており、ノズル部を操作不能状態となるように覆い封緘している。50

下半部 5 b は、図 4 に示すように、内周面に突起部 5 2 を有した係合凹部 5 1 が形成されており、容器本体 1 の立上壁部 1 2 の下部外周に形成されている係止用の隆起突部 1 3 が圧入により嵌合されて、封緘キャップ 5 は、立上壁 1 2 に対して回転不能に取り付けられる。

下半部 5 b の下端には、蓋体 4 の裾端が当接する鍔部 5 3 が形成されており、鍔部 5 3 の上方には膨出突起 5 4 が形成されており、該膨出突起 5 4 は蓋体 4 の嵌合時の抜け止めとして機能する。

【0017】

封緘キャップ 5 の上半部 5 a と下半部 5 b とは、図 4 及び図 5 に示すように、封緘用の薄肉脆弱ブリッジ 6 によって一体に連結されている。薄肉脆弱ブリッジ 6 は、商品が未使用であることを示す封緘であり、封緘キャップ 5 が捻り操作或いは引っ張り操作されると破断し封緘は破棄される。薄肉脆弱ブリッジ 6 を破断し封緘キャップ 5 を除去すると、図 2 b 及び図 3 に示すように、ノズル部 3 は押圧操作が可能な状態になれる。10

【0018】

薄肉脆弱ブリッジ 6 は、図 4 及び図 5 に示すように、封緘キャップ 5 の上半部 5 a と下半部 5 bとの間に形成されている。封緘キャップ 5 の上半部 5 a を捻り操作するか或いは引っ張り操作すると、図 2 b に示すように、その操作により薄肉脆弱ブリッジ 6 は破断され、その後上半部 5 a が下半部から切り離される。

【実施例 2】

【0019】

図 7 は実施例 2 を示す。この例では、薄肉脆弱ブリッジ 6 に、切断すべき箇所に切目 6 a が形成されている。切目 6 a を設けておくことにより、切断の開始位置及び切断線を予め決定できると共に、破断操作全体を円滑に行うことができる。切目 6 a の形成により、破断位置が不定になる不具合や破断片の露出を避けることができる。20

切目 6 a を、下半部 5 b の領域内に形成すれば、薄肉脆弱ブリッジ 6 の破断片が表面から露出することが避けられ見栄えを損なうことがない。

また、薄肉脆弱ブリッジ 6 は、上半部 5 a に近い部分を下半部 5 b に近い部分に比して断面を大に形成しておくと、切目位置での破断がより確実となる。

【実施例 3】

【0020】

図 8 は、封緘キャップ 5 の実施例 3 を示す。この例では、薄肉脆弱ブリッジ 6 が、立上壁 1 2 の上端縁より下方に位置するように設けられている。そのため、上半部 5 a は立上壁 1 2 に対して重なり部分が長く設定されている。上半部 5 a を捻り破断操作する際、上半部 5 a の捻り操作は、重なり部分が回転軸心として行われるため、回転捻り操作が円滑に行える。また、引っ張りにより薄肉脆弱ブリッジ 6 を破断操作するときには、重なり部分が引っ張り方向へ案内部として機能するため、引っ張り破断操作が円滑に行える。30

【実施例 4】

【0021】

図 9 は、薄肉脆弱ブリッジ 6 の破断部分の実施例 4 を示す。この例では、薄肉脆弱ブリッジ 6 が立上壁 1 2 の上端縁より上方に位置させて設けられ、薄肉脆弱ブリッジ 6 が、上半部 5 a を外側から円筒中心に向けて押圧操作可能に位置に形成されている。そこで、薄肉脆弱ブリッジ 6 の破断は、上半部 5 a を外側から押圧することにより実行される。押圧操作は、捻り操作に比し強い力が加えやすいため、薄肉脆弱ブリッジ 6 の破断が容易に且つ確実に行える。40

【図面の簡単な説明】

【0022】

【図 1】実施例 1 のポンプ付容器の一部破断側面図

【図 2 a】実施例 1 のポンプ付容器の蓋体を取り外した状態を示す側面図

【図 2 b】実施例 1 本発明のポンプ付容器の封緘キャップの上半部を取り外した状態を示す側面図

50

す側面図

【図 2 c】実施例 1 のポンプ付容器の封緘キャップを除去した後、蓋体を装着した状態図

【図 3】実施例 1 のポンプ付容器の蓋体及び封緘キャップを分解して示した図

【図 4】図 1 における円 A 内部分の詳細を示す図

【図 5】封緘キャップの部分拡大図

【図 6】封緘キャップの部分拡大図

【図 7】実施例 2 の封緘キャップの断面図

【図 8】実施例 3 の封緘キャップの断面図

【図 9】実施例 4 の封緘キャップの断面図

【符号の説明】

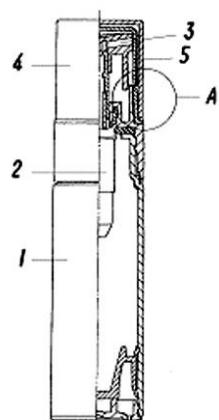
10

【0 0 2 3】

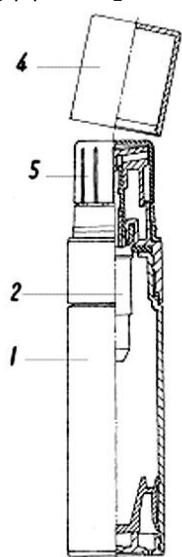
1	容器本体
1 1	口頸部
1 2	立上壁
1 3	隆起部
2	ポンプ
3	ノズル部
4	蓋体
5	封緘キャップ
5 a	上半部
5 b	下半部
5 c	天板
5 1	係合凹部
5 2	突起部
5 3	鍔部
5 4	膨出突起
6	薄肉脆弱ブリッジ
6 a	切目

20

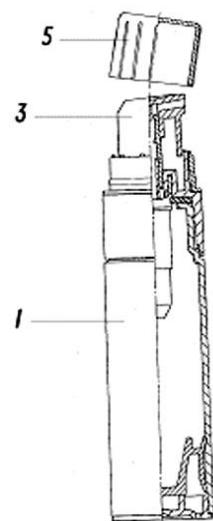
【図1】



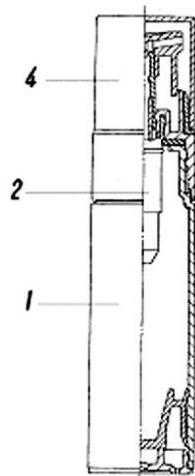
【図2 a】



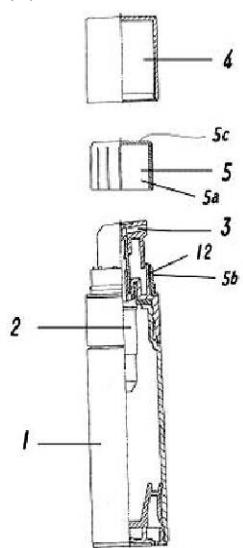
【図2 b】



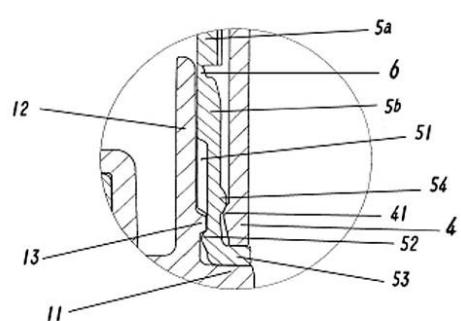
【図2c】



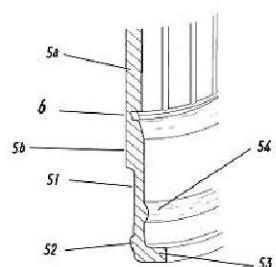
【図3】



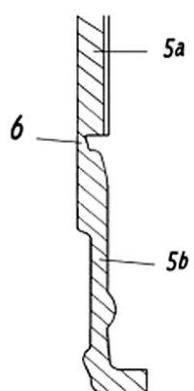
【図4】



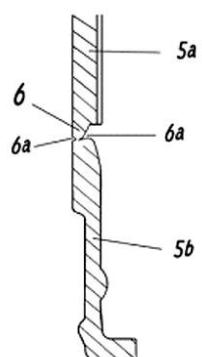
【図5】



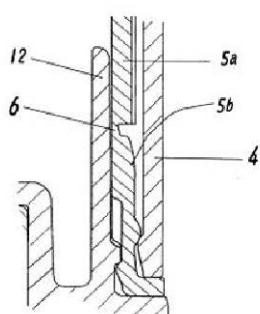
【図6】



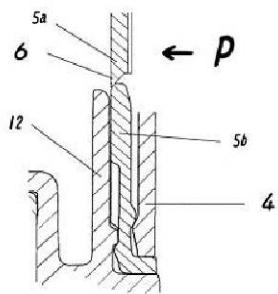
【図7】



【図8】



【図9】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2000-226047(JP,A)
米国特許第5931351(US,A)
特開2006-008238(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 35/44 - 35/54
B65D 39/00 - 55/16